



みらい経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

相続における預貯金についての考え方

～ 税務調査における想定問答のキッカケ ～

【 コツは税務調査の手の内を知り、準備をする 】

税務調査の実施は1年間で、法人は約10万件、相続税は約12,000件行なわれています。相続税の調査では、下記のように預貯金の漏れが指摘される場合が多いようです。

預貯金は、金融機関の発行する残高証明書などで確認することができます。しかしながら、預貯金の名義人が真の所有者であるか否かの判断は難しいのが実状です。特に、夫婦間のお金の贈与、やりとりは口頭によるものが多く、慎重に判断しなければなりません。

税務署の考え方や最新の動向などを知り、事前に対応策を書類等により想定しておくことは、穏やかな関係性のためにも必要かと思えます。

以下、重要なポイントを対処法として述べたいと思います。

(1) 相続税の税務調査

相続税の税務調査は申告期限後、半年から1年後に行なわれます。年間140万人死亡し、そのうち12万人の被相続人について相続税の申告が行なわれ、調査が12,000件実施され、申告漏れ1万件があると言われてしています。

申告漏れの割合が83%であり、1件当たり修正された課税額2,838万円、申告漏れの修正による追加税額568万円、延滞税、加算税を含めると約660万円と言われてしています。

(2) 名義預金等

申告漏れという指摘の3分の2は預金であり、名義にかかわらず取得のための資金を誰が拠出しているか、本人預金の預金と推定されて課税に至っています。

真の所有者、原資と管理処分権が問われています。この点について税務当局が主張する場合があります。

(3) 多くの判決や裁決事例による判断基準

税務当局から指摘され、不服として裁判になり、主な論点は以下の通りです。

- ① 原資となった金銭を出した人
- ② 通帳・印鑑の管理状況
- ③ 贈与の事実の有無
- ④ 預入れ時の手続きの状況
- ⑤ 金融機関の担当者の認識
- ⑥ 届出印及び、印鑑票の筆跡
- ⑦ その財産からの利益の受取人、本人と名義人並びに、管理・運用する人との関係、その名義となった経緯

(4) 配偶者名義の預貯金

被相続人が配偶者に毎月一定額を手渡したり、通帳等を預けている（民法上、消費寄託といわれる）ものは本人のものとされる可能性が高いようです。

〈裁 決〉平成 19 年 10 月 4 日)

妻名義のもの、婚姻前から保有、生活費をためたヘソクリ。子名義のものは、子が生活費として家計に入れている。生前に本人から贈与を受けたものであるなど。

しかし、名義が妻としても本人が管理、本人が処分権、本人が出したもの、妻固有の預金はヘソクリの預金に入っていない、子が生活費として入っていた証拠がない、生前の贈与の事実ない、管理運用は本人が行っている、など贈与の事実がないとして裁判例では預けただけだと判断しています。

(5) 名義人に相当の所得等がある場合

長期間にわたり相当の所得があると認められるときは、名義人の固有財産であるとされる場合が多いと思われます。

被相続人ではなく、配偶者固有の財産との判断です。

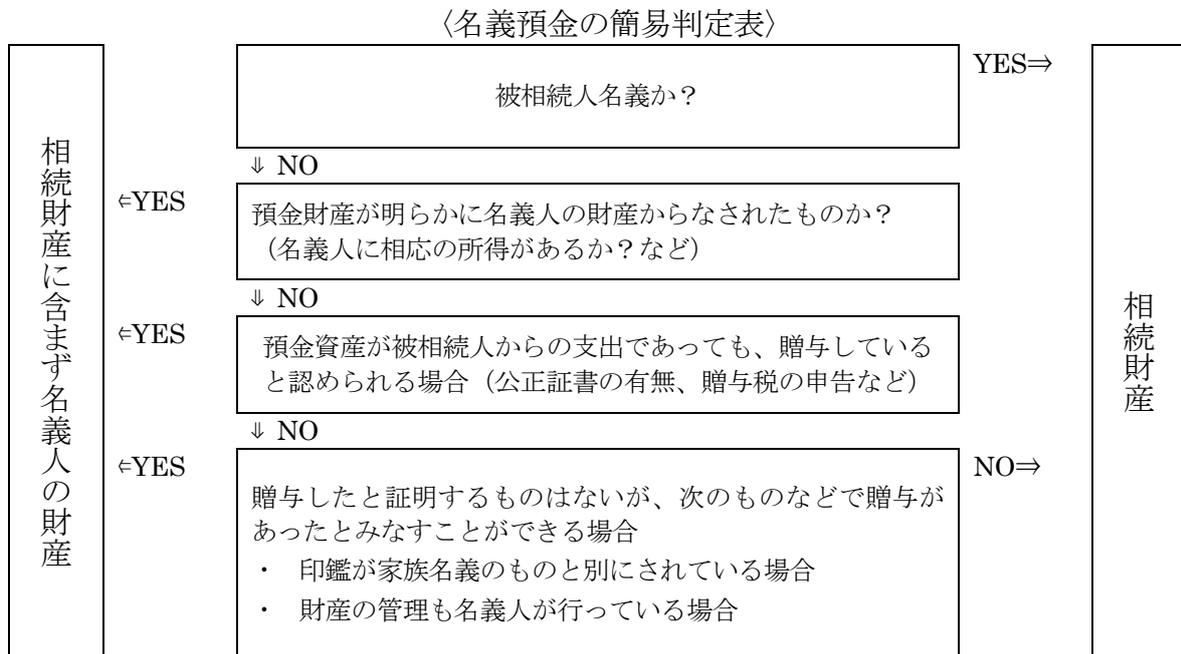
(6) 名義預金を既に贈与されている

生前贈与によって当該預金を取得したと抗弁すれば多分大丈夫。申告の事実、納付の呈示をできればいいと主張し、相応の期間が経過しているから贈与税の時効だと主張するケースもあります。

相続開始前 3 年以内のものは課税対象です。申告していなくて、法定の除斥期間が経過している場合、贈与税は課税されませんが、クリーンハンズ原則（法を守る者だけが法の尊重・保護を求めることができる。自ら不法に関与した者には裁判所の救済を与えない、という考え）から相続財産認定もありえます。しかしながら、認められるケースは少ないようです。

(7) 贈与税の申告だけで贈与事実の認定はない。

贈与税の申告は贈与の一つの証拠となるものの、贈与事実の存在は、あくまでも具体的な事実関係を総合勘案して判断されます。



(8) 本人の預貯金の調査に対する対策

① 預金通帳を確認する。

10 年位前から確認することが望ましい。ただ実際には時効にかかる 6 年は確認した方がよい。例えば相続開始年月が令和 2 年 10 月の場合、平成 26 年中の贈与は、平成 27 年 3 月 15 日が申告期限で、その翌日からカウントするので、令和 3 年 3 月 15 日が贈与税の時効です。

通帳がない場合、銀行に対して、取引記録の開示請求を行ないましょう。相続人全員の同意がなくても可能です。

贈与は民法上、「諾成契約」とされていて、貰った人とあげた人の間でお互いの合意・意思の成立が必要です。

名義預金は、贈与者の意思の表示がなく、受贈者もその預金の存在を知らない、通帳の管理・処分権ももっていないなどで、贈与そのものが認定されていないこととなるのです。

② 相続開始前後の入出金の確認

これらの引出しは「手許現金」として相続財産になります。相続開始後の入出金は、相続財産・債務控除での活用となります。

③ 大口 (100 万円以上) の入出金を確認する。

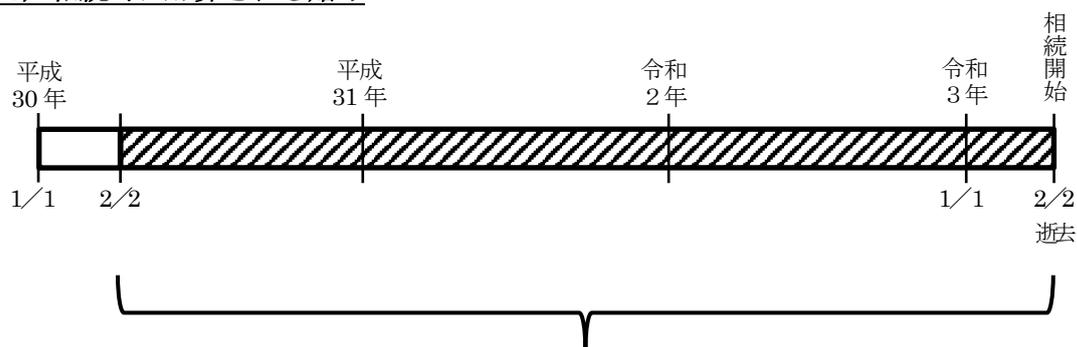
何の用途か、通帳の記号などで出金場所など推測できる場合があります。支払先を銀行に問い合わせるなどでその他の財産となる可能性があります。

- ④ 端数のついた入出金の確認
具体的にどこかに支払う必要性があったかや、その家族のイベントと関連している
とわかるケースがあります。端数がある、ということは具体的な支払先が推定される
かもしれません。
- ⑤ 生活費はどの通帳から、いつ・どのくらい？
お盆や年末年始など通常以外の引出しも生活関連です。特に、大口預金の引出しは
生活関連にとどまらず、どのような財産に変わっているかの確認です。
- ⑥ 相続人と被相続人との通帳の突き合わせ
- ⑦ 振込入出金と証券会社や銀行との取引の突き合わせ
- ⑧ 毎月継続した入出金は貸付金等と推定されるかもしれません。
- ⑨ 目は口ほどにモノを言う、と言います。相続人の話しぶり、態度で、漏れが発覚する
キッカケとなるかもしれません。
- ⑩ 調査官は、質問上手・聞き手上手であり、自身で話すより納税者に話させ、答弁から
漏れのキッカケを探ってきます。

(9) 使途不明金の対応策

- ① 食い潰し、消費されたと推定できる場合
生活費、旅行など、家具・家電・車、冠婚葬祭、趣味・ゴルフなど、パチンコ・競
馬・ギャンブルなど、親族内の横領（不当利得返還請求権・・・貸付金）など。
- ② 他の財産への変化
各種保険、他の預金への振替え、他の財産への変化（金、株式など、例えば「金」
は刻印や番号をスマホなどで撮っておきましょう）、親族への貸付・贈与・扶養等、貸
金庫での現金保管（メモ類、帯封・日付、開けるときには相続人全員で立ち会いまし
ょう）、自宅の修理、相続財産に計上しないと判断した理由も記録します。
- ③ 全員の相続人同士との確認書で後日のトラブルを防止しましょう
グレーゾーンは多かれ少なかれどこにでもありうることです。時間の経過で忘れて
しまうことも大半です。経緯を具体的に記載して、確認書で相続人の署名があるとト
ラブルを避けることにつながります。
- ④ 子供であっても知らないことはあります。
被相続人の兄弟姉妹や配偶者から、被相続人の生い立ち、履歴、家族状況、死因、
好きな事、死亡直前など、「ヒト」のことをしっかりヒアリングし、記録しておきま
しょう。
- ⑤ ヒアリングで得た情報の裏付けとなる資料を確認するため、その場所自体まで行くこ
ともときには必要です。

(10) 相続時に加算される贈与



相続開始前3年

基礎控除以下でも3年以内の贈与となり、相続税の課税対象

(11) 納税義務者は被相続人ではなく相続人としての対応

被相続人が財産を貯めたのです。当然ながら納税ができないため相続人が相続義務者となります。相続人への聞き取りができないから、相続人から聞くことになります。

みらい経営グループ
代表 石川 光男

4月の税務と労務

- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 2月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(4月30日) |
| ・ 8月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(4月30日) |
| ・ 8月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(4月30日) |
| ・ 3月分源泉所得税納付 | 期限(4月12日) |

税理士法人みらい経営 (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<https://www.mirai-kg.com/>